

京都市訓令甲第 11 号
序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年10月27日

京都市長 門 川 大 作

別表第2 医療衛生推進室長の項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 残骨灰に含まれる有価物の売却の決定及び契約に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)